かすみがうら市生活交通ネットワーク計画(案) 【平成 26 年度】

平成 25 年 6 月 27 日

かすみがうら市地域公共交通会議

かすみがうら市地域内フィーダー系統確保維持計画(平成26年度~平成28年度)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- ・本市では、通勤通学はもとより、買い物や通院目的等も含めて土浦方面への移動ニーズが高い。また、霞ヶ浦地域では、平成21年3月31日に民間路線バスが全廃となったため、移動手段を持たない高齢者等の日常生活に大きな影響が出ており、効率的・効果的な交通手段の確保が重要な課題となっている。
- ・このため、本市の広域的な交流を支える役割を担うとともに、中心市街地の 活性化、安心して生活できる市民生活の確保など、まちづくりの観点から、 市民はもとより来訪者も含めた総合的な公共交通の連携・再編が求められて いる。
- ・平成22年度から「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」に基づき、実 証運行を実施し、本格運行を開始した霞ヶ浦広域バス及びデマンド型乗合タ クシーを将来的に維持可能なものとすることが求められている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

【事業の目標】

「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」で掲げた基本理念、計画目標の実現に向けて取り組みます。

【基本理念】

豊かな市民生活と地域づくりを支える社会資本

【計画目標】

- 数値目標
 - ・市が運営する公共交通利用者数の向上

霞ヶ浦広域バス:目標6人/便 乗合タクシー:目標3人/便

(現状:霞ヶ浦広域バス 6.1 人/便、霞ヶ浦地区乗合タクシー2.3 人/便、 千代田地区乗合タクシー1.8 人/便)

・市が運営する公共交通収支率の改善:目標30%以上 (現状:霞ヶ浦広域バス26.1%、霞ヶ浦地区乗合タクシー10.2%、千代 田地区乗合タクシー7.0%)

②計画目標

- ・公共交通の役割分担と再編による維持
- ・地域内生活交通確保とまちの活性化の連携
- ・既存交通機関を活用した効果的、効率的な運行
- ・公共交通の利用促進
- ・協働による維持可能な公共交通サービスの確立

【効果】

定量的な目標を達成することにより、次の効果が期待されます。

- ・ 市街地の一体的連携
- ・公共交通不便地域の解消
- ・病院、買い物等へのアクセス向上等住民の生活の質的向上
- ・民間路線バスの活性化
- ・住民の公共交通の利便性等に対する満足度の向上

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及 び運行予定者

別添の表1のとおり。

- 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額別添の表2のとおり。
- 5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

別添の表5のとおり。

8. 車両の取得に係る目的・必要性

車両を取得しないので記載せず。

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両を取得しないので記載せず。

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、 負担者及びその負担額

車両を取得しないので記載せず。

- 11. 協議会の開催状況と主な議論
- ・平成22年3月 かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定
- ・平成24年6月28日(平成24年度第2回会議)

生活交通ネットワーク計画について協議、承認

- ・平成25年2月22日(平成24年度第3回会議) 生活交通ネットワーク計画変更について協議、承認
- ・平成25年4月30日(平成25年度第1回会議) 25年度事業計画、収支予算について協議、承認
- ・平成25年6月27日(平成25年度第2回会議)生活交通ネットワーク計画について協議

12. 利用者等の意見の反映状況

- ・生活交通ネットワーク計画の基本となっている「かすみがうら市地域公共交通総合連携計画」の策定にあたり、各種アンケート(市民、自動車通勤者、集客施設)、ヒアリング(公共交通利用者、観光施設等来訪者)、意見交換会(市民)、意見公募手続を実施しました。
- ・生活交通ネットワーク計画については、実証運行実績、市民アンケート調査 結果を反映して作成しています。

13. 協議会メンバーの構成 かすみがうら市地域公共交通会議構成員 市長又はその指名する者 かすみがうら市長 関東運輸局茨城運輸支局 国及び県の関係行政機関 茨城県企画部企画課交通対策室 土浦土木事務所道路整備第二課 土浦警察署交通課 一般旅客自動車運送事業者 関鉄グリーンバス㈱ 関鉄観光バス㈱ **旬千代田タクシー** 何美並タクシー 霞ヶ浦交通㈱ (有)まゆ観光 (有)神立観光 (有)鶴観光バス 特定非営利活動法人エンゼルハート会 一般旅客自動車運送事業者が組織 一般社団法人茨城県バス協会 茨城県ハイヤー・タクシー協会 する団体 一般旅客自動車運送事業者の事業 関東鉄道労働組合 用自動車の運転者が組織する団体 市議会議長 かすみがうら市議会議長 市民又は公共交通の利用者の代表 かすみがうら市区長会会長 かすみがうら市老人クラブ連合会会長 かすみがうら市PTA連絡協議会会長 かすみがうら市商工会会長 学識経験者 筑波大学大学院講師 その他の交通会議が必要と認める 土浦市都市整備部長 行方市市長公室長 かすみがうら市市長公室長 かすみがうら市総務部長 かすみがうら市保健福祉部長 かすみがうら市土木部長

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 /地域内 フィーダー の別	確保維持事業に 要する国庫補助 額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準ロで該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件
茨城県	関鉄グリーンバス(株)	霞ヶ浦広域バス	地域内 フィーダー	4,925.0	1	地域間幹線系統 の停留所と接続	3
かすみがうら市							
	合 計			4,925		1	

(注)

- 1.「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するか について記載する。
- 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 /地域内 フィーダー の別	確保維持事業に 要する国庫補助 額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件
茨城県	関鉄グリーンバス(株)	霞ヶ浦広域バス	地域内 フィーダー	4,925.0	1	地域間幹線系統 の停留所と接続	3
かすみがうら市							
	合 計			4,925			-

(注)

- 1.「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線 /地域内 フィーダー の別	確保維持事業に 要する国庫補助 額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で該 当する要件
茨城県	関鉄グリーンバス(株)	霞ヶ浦広域バス	地域内 フィーダー	4,925.0	1	地域間幹線系統 の停留所と接続	3
かすみがうら市							
	合 計			4,925			

(注)

- 1.「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
- 2.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するか について記載する。
- 3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	かすみがうら市
------	---------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	28,237
交通不便地域	16,650

交通不便地域の内訳

<u> </u>						
人口	対象地区	根拠法				
		地方運輸局長指定				

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない 地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域 指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方 運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。 と。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

